

# NEWS RELEASE

No. 16-20

2017年3月21日

(公財)損害保険事業総合研究所

損保総研レポート第118号を発刊し、以下の2つのレポートを掲載しました

- ◆ 諸外国における女性活躍推進について－イギリス、ドイツ、スウェーデンの事例－
- ◆ 欧州における保険仲介者の報酬

公益財団法人 損害保険事業総合研究所（理事長 佐野 清明）では、研究員による調査研究の発表の場として機関誌「損保総研レポート」を定期刊行しています。

今号（第118号）では、次のとおり研究員2名のレポートを掲載するとともに、他に海外の金融・保険市場の動向等を紹介しています。

<レポート>

- ◆ 『諸外国における女性活躍推進について －イギリス、ドイツ、スウェーデンの事例－』

（田中 栄嗣 主席研究員）

近年、わが国において、女性活躍推進の取組が本格化してきています。

1986年に施行された男女雇用機会均等法を嚆矢として、女性の社会進出や活躍推進を図る多くの施策が段階的に実施されてきており、直近でも2016年4月に女性活躍推進法が施行されています。しかし、諸外国に比べるとわが国の女性の労働力率はまだ低く、今後いかにさらなる女性の社会進出を図るかが課題となっています。

本稿では、女性活躍が進んでいるイギリス・ドイツ・スウェーデンを取り上げ、これらの国がどう女性活躍の環境を整備してきたかを概観します。また、これらの国で先進的な取組を行っている企業において、女性管理者・従業員の比率を一定以上にする目標を掲げている等、共通して見られる傾向について説明します。いずれの企業においても多様性が重要であるとの認識のもと、女性活躍を図る取組を多層的かつ継続的に行い、女性活躍の基盤を整備する努力をしています。

今後、わが国の保険業界が女性活躍を図ろうとする際、こうした諸外国の取組も参考になるものと考えられます。

## ◆『欧州における保険仲介者の報酬』

(金 奈穂 主任研究員)

保険代理店や保険仲立人（保険ブローカー）などの保険仲介者の報酬（手数料）を巡っては、消費者保護の観点から世界各国で議論され、規制導入が行われてきています。欧州においては、2016年2月に採択された保険販売業務指令（IDD）において、報酬規制が初めて導入されることになりました。

本稿では、保険販売業務指令（IDD）の報酬規制について、導入経緯や、保険業界の見解等を紹介しています。また、保険販売業務指令（IDD）の採択以前から独自の報酬（手数料）規制を導入しているイギリス、オランダ、ドイツの規制概要や報酬に対する考え方を整理しています。今後、わが国で保険仲介者の報酬（手数料）のあり方を検討する場合には、欧州における考え方も参考になると考えられます。

<その他>

### ◆ 金融・保険市場におけるトピックス

ご購入をご希望の方には、損保総研レポート第118号（A4判63ページ）を在庫が有る限り実費（税込1,030円＋送料）で頒布します。

ご購入につきましては、当研究所ウェブサイト（<http://www.sonposoken.or.jp/>）「調査研究」>2. 機関誌「損保総研レポート」でお申し込みいただけます。

#### 本件に関するお問い合わせ先

〒101-8335 千代田区神田淡路町2-9  
公益財団法人 損害保険事業総合研究所  
研究部 田中（TEL：03-3255-1761）

#### ご購入に関するお問い合わせ先

企画総務部（TEL：03-3255-5511）

この資料は、保険関係業界紙各社へ同時に配付しております。

損保総研レポート第 118 号 目次

○諸外国における女性活躍推進について－イギリス、ドイツ、スウェーデンの事例－

(執筆者 田中 栄嗣 主席研究員)

《目次》

1. はじめに
2. わが国の女性活躍に関する動向
3. イギリスにおける女性活躍推進
4. ドイツにおける女性活躍推進
5. スウェーデンにおける女性活躍推進
6. おわりに

○欧州における保険仲介者の報酬

(執筆者 金 奈穂 主任研究員)

《目次》

1. はじめに
2. 本稿で使用する用語の定義
3. わが国の状況
4. EU 共通の規制
5. EU 加盟国の規制
6. おわりに

以 上